

令和元年度

後期授業料 **免除** 申請書類
納付期限変更
分割納付

申請受付期間

令和元年7月5日(金)～9月20日(金)

岩 手 県 立 大 学
岩手県立大学盛岡短期大学部
岩手県立大学宮古短期大学部

《問い合わせ先》
学生センター (学生支援室 学生支援グループ)
TEL 019-694-2010
FAX 019-694-2011
e-mail ipu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp
宮古事務局 TEL 0193-64-2230
FAX 0193-64-2234
e-mail myk-inquire@ml.iwate-pu.ac.jp

令和元年度 後期 授業料免除・納付期限変更・分割納付申請要領

1 制度の内容

		授業料免除	授業料の納付方法の特例	
			納付期限変更	分割納付
内 容		原則として全額免除	授業料の納付期限(通常は10月)を、申請者の希望により変更	授業料を3回に分けて納付
承認後の授業料の納付期限		免除不承認の場合: 12月12日	(納付期限の変更のみ申請する者) 12月12日、1月14日、2月12日から選択 (「免除」も同時に申請する者) 1月14日、2月12日から選択	12月12日、 1月14日、 2月12日
対象となる要件(全て該当すること)	学 力	・ 直前期までの成績評価係数または通算GPAが一定の基準以上あること(注1) ・ 直前期までの修得単位数が一定の基準以上あること ・ 特別な事情なく留年していないこと	要件なし	
	家 計	・ 平成30年の認定所得額(注2)が一定の基準額以下であること	・ 平成30年の認定所得額(注2)が一定の基準額以下であること。 ・ 学資負担者が過去1年以内に死亡、被災、長期療養した場合等	
	奨学金	・ 現在奨学金を受給していること又は直前の募集で日本学生支援機構奨学金に申込みをしていること	要件なし	
そ の 他			授業料免除と同時申請可能(「免除が不承認の場合は、納付方法の特例を希望」)	

(注1) 通算GPA=(在学中に評価を受けた全GPA対象科目で得たGP×当該科目の単位数)の合計/在学中に評価を受けた全GPA対象科目の単位数の合計

(注2) 認定所得額=総収入金額-必要経費-特別控除額

《参考》年収の上限の目安

世帯構成：父（就業者）、母（専業主婦）、学生、学生の兄弟1名（高校生）の計4人世帯の場合			
区分	学生本人の住居区分	給与所得の世帯 (源泉徴収票の「支払金額」)	給与所得以外の世帯 (確定申告書の「所得金額」)
授業料免除	自宅	418万円	230万円
	自宅外	481万円	274万円

(注) 上記の金額はあくまで「目安」です。世帯人数や家庭の事情により増減しますので注意してください。

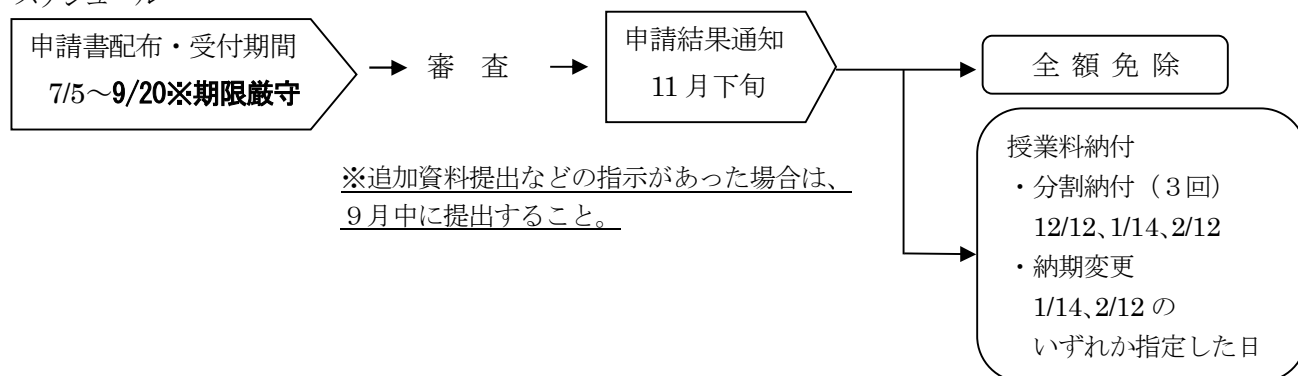
2 申請受付方法

- (1) 受付期間 令和元年7月5日(金)～9月20日(金)(土日祝祭日を除く。)
- (2) 受付時間 8時30分～18時15分(※8/26～9/13までは8時30分～17時となります。)
- (3) 受付場所 滝沢 本部棟1階 学生センター 窓口
宮古 宮古短期大学部事務室 窓口
(必ず申請者本人が持参すること。郵送での申請は受け付けできません。)

3 審査結果通知

審査結果は、11月末頃に文書により通知します。準備が整い次第、**掲示**によりお知らせしますので、学生センターの窓口へ「**受付票**」を持参のうえ結果通知書を受け取りに来てください。

4 スケジュール



4 提出書類

(1) 必ず提出する書類(次のすべての書類)

	提出する書類	注 意 事 項
1	授業料免除等申請書 (様式第1号)、 家庭状況調査書 (様式第2号)	
2	市区町村が発行する 課税・所得証明書 (就学者を除く 世帯内全員分 。 原本を提出すること。写し不可)	平成30年1月～12月の所得 が確認できるもの ・原本を提出すること。(写し不可) ・ 無職者・年金受給者・専業主婦の方も必要 ・所得がない学生本人・就学者は不要

(2) 必要に応じて提出する書類

	該 当 事 項	提 出 す る 書 類	発 行 所	
収入 確 認 書 類	1 平成30年1月～申請時まで に転職又は新たに就職した者	・月収(又は年収)見込証明書 ・最近3か月分の給与明細書(写)	左記のいずれか 勤務先	
	2 年金・恩給等受給者	・年金等の源泉徴収票(写) ・年金等改定通知書(写) ・年金等支払通知書(写)	左記のいずれか (平成30年1～12月の受給総額がわかるもの)	社会保険庁等
	3 雇用保険(失業給付金)受給者	・雇用保険受給資格者証(写)	受給額・期間がわかるもの	職業安定所
	4 生活保護受給世帯	・保護開始(変更)通知書(写) ・受給証明書(写)	左記のいずれか (扶助料がわかるもの)	福祉事務所等
	5 児童扶養手当受給世帯	・児童扶養手当受給者証(写)	受給額がわかるもの	市区町村役場
	6 臨時的な所得がある場合 (申請前6か月以内に限る。退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等)	・退職所得の源泉徴収票(写) ・退職金支払通知書(写) ・保険金支払通知書(写) ・売買契約書(写) ・確定申告書(写)	左記のいずれか	勤務先・保険会社等
	7 3か月以上継続してアルバイトに 従事している場合	・源泉徴収票(写) ・給与支払明細書(写) ・その他収入額を確認できる書類	左記のいずれか	勤務先
	8 学生本人が独立生計者である場合 (次の全部に該当すること) ・父母等の被扶養者でない(健康保険・所得税等全て)こと ・父母等と別居し、住民票が別であること ・本人又は配偶者の収入のみで生計を維持していること	・市区町村長が発行する本人・配偶者・父母等の平成30年分所得証明書 ・本人の健康保険証等(写) ・本人の属する世帯全員の住民票	左記の全部	市区町村役場
	9 外国人留学生	本国から送金がある場合 ・送金額がわかる書類(通帳の写など) ・本人等の収入に関する証明書類(写) 本国から送金がない場合 ・本人等の収入に関する証明書類(写)	左記のいずれか	
控除 確 認 書 類	10 障がい者	・障害者手帳(写)	都道府県等	
	11 長期療養者(6か月以上)	・初診日を明記した診断書(原本) ・申請前1年以内の医療費の領収書(写)	左記の全部	医療機関等
	12 家計支持者が別居している世帯 (単身赴任等)	・別居のため特別に支出した費用(住居費等)の申請前1年以内の領収書(写)		
	13 申請前6か月以内に風水害・火災等の災害を受け、長期にわたる支出増又は収入減がある場合	・罹災(被災)証明書(写) ・復旧費用の見積書等(写)	左記の全部	市区町村役場・警察署・消防署、建設会社等
注1 (写)と記載されている書類については、原本ではなく、必ずコピー(A4版)を提出してください。 2 1～9(収入関係)の書類については、該当する場合には必ず提出してください。添付がない場合には申請を受理できません。 3 10～13(控除関係)の書類については、提出がない場合には家庭状況調査書の該当欄に記載がないものとみなします。 4 必要に応じ、上記以外にも確認書類の提出を求めることがあります。				

5 注意事項

- (1) この書類は、【令和元年度 後期 授業料免除・納付期限変更・分割納付】(通常分)に申請する場合の申請要領です。東日本大震災による授業料免除申請の場合、別の申請書に記入してください。
※通常分の授業料免除等の申請も、震災に伴う授業料免除申請も、申請期限は9月20日(金)です。
- (2) **申請者は学生本人**です。提出書類は必ず**自分で記入**してください。
- (3) 審査は平成30年1月～12月の収入金額を基準とします。必要書類に漏れがないようにして下さい。
- (4) 申請要領等をよく読み、そのうえで不明な点については、早めに学生センターに**自分で**問い合わせてください。
- (5) 受付の際、記載内容について質問することがあります。回答できるよう内容を理解しておいてください。
- (6) 誤記、記入漏れ等があると申請者本人の不利益となる場合があります。丁寧に記入してください。
- (7) 授業料免除等申請書の「申請の理由」は、具体的に記入してください。
- (8) 収入等について不明な部分は、親等に確認しておいてください。
- (9) 書類を提出する前に、記入漏れ、書類の添付漏れがないか十分にチェックするとともに、次回申請に備えてコピーを保管するなど、各自工夫してください。
- (10) 申請期限間近になると、窓口が混雑しますので、早めの申請にご協力ください。期限直前の申請で書類が不備の場合には、申請自体を受理できない場合もあります。
- (11) 申請後、必要に応じて掲示、電子メール、電話等により内容確認の連絡をすることがありますので、迅速に対応してください。
- (12) 虚偽の記載により申請を行ったことが判明した場合には、承認後であってもこれを取り消すことがあります。
- (13) 授業料免除等を申請する場合は、授業料の納付方法は銀行口座振替を選択していただく必要があります。
口座振替依頼書を未提出の場合は、授業料免除等申請書と併せて口座振替依頼書を提出してください。

※以下は、震災に伴う授業料免除等とは異なります。

<特別な事情による授業料免除について>

次の各号のいずれかに該当する特別な事情により、授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、その申請により、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料が免除となります。ただし、当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料が免除されます。

- (1) 学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合
- (2) 学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合
- (3) 前2号に準ずる場合であって、相当と認められる理由がある場合

当該理由に該当する方は、別途、学生センターまで申し出てください。

